

Title	朝鮮籍在日朝鮮人の「共和国」をめぐる語り： ナショナル・アイデンティティ論の視角から
Sub Title	Narratives on "DPRK" by Zainichi Koreans with "Chosen-seki": From the Perspective of National Identity Theory
Author	李, 洪章(Ri, Honjan)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2015
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.20 (2015. 7) ,p.22- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：在日外国人・マイノリティの現在：移住と定住をめぐる
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20150704-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

朝鮮籍在日朝鮮人の「共和国」をめぐる語り

——ナショナル・アイデンティティ論の視角から——

Narratives on “DPRK” by Zainichi Koreans with “Chosen-seki”:
From the Perspective of National Identity Theory

李 洪章

1. はじめに

本稿¹⁾では、朝鮮籍を保持する在日朝鮮人（以下、朝鮮籍者）を事例とし、在日朝鮮人の生活と意識に最もかかわりの深い要素であると思われる、「ネイション」をめぐる語り特に着目しながら、在日朝鮮人のナショナル・アイデンティティのあり方について議論する。

はじめに、朝鮮籍者を事例として取り上げる理由について述べておく。在日朝鮮人にとっての「ネイション」とは、「国家」という文脈だけでみても、共和国、韓国、統一朝鮮、日本などさまざまあり、在日朝鮮人社会そのものに帰属を見出す者も多く存在する。また、かれ／かのじよらがそのいずれかひとつに一貫して帰属を求めるとも限らない。在日朝鮮人は、他者からの語りかけの内容に応じて逐一「ネイション」とみずからを「縫合」する。たとえば、朝鮮学校に通う学生が、学校では「共和国の海外公民」として教育を受けながら、アルバイト先では日本名を用い、日本人の友人に対しては「在日韓国人」であると自己紹介する、というような「使い分け」は、若い世代の在日朝鮮人にとっては日常的な行為であるといえよう。しかし、個人のナショナル・アイデンティティのあり様は、往々にして単色的で、ややもすれば独善的なものとして捉えられがちである。特に朝鮮籍者は、排他的なナショナリストのレッテルが貼られる傾向が強いように思われる。次節に詳述するが、朝鮮籍は、外国人登録法（以下、外登法）上の国籍表記であり、朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国²⁾）の国籍を指すものではない³⁾。つまり、それは朝鮮半島との法的なつながりを示すものではないのである⁴⁾。しかし、朝鮮籍者には、あるときは「非韓国籍取得者」、またあるときは「無国籍者」、さらに近年においては「北朝鮮シンパ」であることを示す「記号」として、常に恣意的にスティグマが付与されてきた。そういった意味では、朝鮮籍は、在日朝鮮人を政治的・文化的・精神的に支配するための一つのツールとして機能してきたのである。また、朝鮮籍者に対する権利の制限に屈することなく朝鮮籍を維持する者の一部は、朝鮮籍に「民族のシンボル」としての価値を見出している。言語的・文化的に、日本にほぼ「同化」している在日朝鮮人は、「民族」との接点を求めるうえで、シンボルとなりうる要素をあまり持ち合わせていない状況にある。それゆえ、

李洪章「朝鮮籍在日朝鮮人の「共和国」をめぐる語り——ナショナル・アイデンティティ論の視角から——」

『三田社会学』第20号(2015年7月) 22-37頁

名前や「国籍」は、ナショナル・アイデンティティを表明するための重要なツールとして機能する。しかし、上述したような朝鮮籍が内包する他律性がゆえに、朝鮮籍に「こだわる」ことには多くの矛盾が伴うのである。

本稿は、朝鮮籍者がそうした矛盾を自覚しながらも、朝鮮籍への意味付けを通して「民族」や「国家」について語ろうとする様子を描き出し、彼らの「民族経験」の一端を具体的に明らかにすることを最大の目的としている。

2. 朝鮮籍とは何か——管理体制の変遷と現在

(1) 朝鮮解放後の朝鮮籍者の法的地位

まず、朝鮮解放後の在日朝鮮人の法的地位について簡単に整理しておく。解放後、日本に残留することになった朝鮮人⁵⁾は、連合軍最高司令官総司令部（以下、GHQ）によって「解放民」かつ「敵国民」という、二重の規定によって取り扱われた。この二重規定を使い分けることによって、GHQと日本政府は、「占領政策、在日朝鮮人政策の都合によって」在日朝鮮人を「実質的無権利状態に陥れ」た（金昌宣 2008:197）⁶⁾。その後、1947年5月2日には、外国人登録令が「最後の勅令」として公布、即日施行され、「台湾人のうち内務大臣の定める者及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」こととなった（いわゆる「みなし規定」）。また、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効に先立ち、「朝鮮人は講和条約発効の日をもって日本国籍を喪失した外国人となる」⁷⁾という内容の通達が出された。日本国籍の「喪失」にかんしては様々な解釈があるが⁸⁾、その時点ですでに在日朝鮮人を自国民として位置づけていた共和国と韓国が不参加である条約によってその国籍が規定されたことは紛れもない事実である。つまり、解放後の在日朝鮮人の法的地位は、当事者の意思とは無関係に、一方的に規定され続けてきたのである⁹⁾。

それ以降も、在日朝鮮人の在留資格のあり方は変遷していくことになるが¹⁰⁾、なかでも重要なものとして、1965年の日韓条約成立とともに締結された「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する協定」（法的地位協定）が挙げられる。この協定の問題点は、在日朝鮮人の法的地位に、より深く朝鮮半島の分断構造が持ち込まれたという点にある。すなわち、日韓条約をもって日本政府が韓国を唯一合法政府として承認するのに伴い、韓国籍取得者に対してのみ、新たにこの協定によって設けられた「協定永住」の資格を付与することが決定されたのである¹¹⁾。他方、共和国は「未承認国家」とされ、朝鮮籍を有する者に永住権が付与されることはその後10年以上なかった¹²⁾。つまり、これを機に、朝鮮籍は朝鮮半島出身者を指す表徴から、韓国籍を取得しなかった者であることを示す単なる「記号」となり、朝鮮籍者は事実上、無国籍者として取り扱われることになったのである¹³⁾。

(2) 新在留管理法制にみる朝鮮籍観の変遷

しかし、日本政府は近年、一貫して朝鮮籍者を無国籍者として取り扱ってきた立場を変化さ

せつつある。たとえば、2006年7月5日の共和国による「ミサイル発射」以降、日本政府は共和国に対する経済制裁の一環として、朝鮮籍者に対する出入国許可の発行に制限をかけている¹⁴⁾。このことから、日本政府は現在、在日朝鮮人を「北朝鮮の海外公民」とみなし、対共和国敵視政策の一環として朝鮮籍者に対する弾圧を強めているように思われる。本節では、そうした傾向を象徴するものとして、09年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（いわゆる新在留管理法制）¹⁵⁾を検討する。

この新制度の特徴は、以下の2点にまとめることができる。第一に、これまでは総務省が外登行政を、法務省が入管行政をそれぞれ担当していたが、新在留管理法制においてはこれを一元化したため、正確かつ継続的な外国人管理が可能となった。第二に、特別永住者は在留管理制度の対象からは外された。当初在日朝鮮人の側が懸念していた「特別永住者証明書」の常時携帯義務は結果的に制定されず、在留管理制度の対象者である中長期在留外国人だけが「在留カード」の常時携帯義務を負うこととなった¹⁶⁾。このように、すべての外国人に対する管理強化を目的とした改正ではあるが、特別永住者である在日朝鮮人に対しては、他の外国人と比べ管理体制が緩和されたようにもみえる。しかし、「外国人住民の利便性を向上させる」ことを目的として導入された、いわゆる「みなし再入国許可制度」の存在が、新たな問題として浮上している。「みなし再入国許可制度」とは、有効な旅券及び在留カード（特別永住者については特別永住者証明書）を所持する外国人で1年（特別永住者は2年）以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受けずとも再入国を認めるものである。ここで問題になるのが、「有効な旅券」という文言である。日本政府は、韓国政府を朝鮮半島における唯一合法政府とし、他方で共和国を「未承認国家」としているため、共和国発行の旅券は「有効な旅券」に該当せず、朝鮮籍者はすべて「みなし再入国許可制度」の対象外となる¹⁷⁾。この「みなし再入国許可制度」の制定は、国連自由権規約委員会が永住者に対する再入国許可制度を撤廃すべきとする要請¹⁸⁾をはじめとした、国内外からのあらゆる批判に対応したものだと思われるが、結果的には朝鮮籍者をめぐる問題のみが放置され続けてきたという事実をいっそう際立たせる内容となっている¹⁹⁾。また、継続して朝鮮籍者の移動の自由が制限されることにより、「国籍」を韓国籍あるいは日本籍に変更しようとする動きに拍車がかかることが予測される。

3. ナショナル・アイデンティティ論導入の有用性

(1) 「ナショナルリティの強制力」

ここまで、朝鮮籍が、そもそも他者から与えられた記号であるばかりか、朝鮮籍者による自己定義にかかわらず、特定のナショナルリティ——すなわちネイションに帰属する者に対して外在的な欲望に基づいて要求されるアイデンティティのあり方——と結び付けて表象される傾向にあることを確認してきた。ここでは、こうした強制的にナショナルリティを押し付けるような作用を、「ナショナルリティの強制力」と名付け、その特徴を明らかにしていきたい。朝鮮籍

者に対する「ナショナリティの強制力」は主に、以下の2つの傾向を持つものとして整理することができるだろう。

- ①絶対悪／敵性国家としての「北朝鮮」を支持する危険な人々
- ②愛国心が非常に強く、排他的なコミュニティを形成（全体主義イメージとの結び付け）

こうした強制力のもとでは、朝鮮籍者の共和国にかんする語りは以下の2つの文脈のいずれかに回収されがちである。

- A 「共和国」の信奉者として振る舞い、国家の正当性を無条件に肯定
- B 一切の紐帯を拒絶し、国家の正当性を完全に否定

朝鮮籍が「北朝鮮国籍」として誤解されるケースが非常に多い²⁰ことや、朝鮮籍者が共和国に対する経済制裁の対象に加えられていることから分かるように、日本社会において朝鮮籍者は近年、社会的、政治的に「共和国の海外公民」とみなされる傾向にある。それに対して、朝鮮籍者は、共和国の政治的思想の信奉者として振る舞い、「敵性国民」に対する非難を引き受けるか、あるいは共和国との一切の紐帯を断ち切ったうえで共和国に対する非難のまなざしを向ける側に立つか、そのいずれかの立場を強要される。

しかし、朝鮮籍者は強制力に対して、常に受動的にふるまっているわけではもちろんない。それらのまなざしをふまえたうえで朝鮮籍に意味づけを行い、対抗、回避、拒否などといった態度を打ち出すだろう。本稿ではこの点に着目し、2名の朝鮮籍在日朝鮮人青年の語りを事例とし、朝鮮籍維持という営みにみられる心理的変化の過程に着目することで、ナショナリティの強制力のもとで捨象されがちな、かれらの重層的かつ可変的なナショナル・アイデンティティのあり方を明らかにする。

（2）ナショナル・アイデンティティ論再考

ナショナル・アイデンティティが重層的かつ可変的であると言っても、実際にはそのナショナル・アイデンティティが排他的なナショナリズムの源泉となるケースもある。それは、たとえば「純血」であることを正統とする風潮としてあらわれ、「混血者（ダブル）」を排除し、周縁化する。鄭暎恵（2003）も指摘しているように、それは、日本社会の「不純物」としてまなざされる在日朝鮮人が、純血性にアイデンティティの拠り所を求め、抵抗運動を組織した結果として生まれたものである。では、多元的で可変的であるはずのナショナル・アイデンティティが、その純血主義の源泉となっている事実を踏まえ、われわれはこの厄介な概念をどのように理解すべきなのかについて以下に議論する。

1) ナショナリズムの心理学的力学

中谷猛は、ナショナル・アイデンティティという用語に「『国家的一体感』の訳語のみが付与されるならば、それは政治的感情としての『ナショナリズム』と混同され、イデオロギ的な役割の過剰性が前面に押し出されることになる」(中谷 2003:20)ことに注意をうながす。そして、個人と国家の接点のあり方を知る方法論として、ナショナル・アイデンティティの多義性と重層性を解明する必要性を説いており、きわめて示唆的である。中谷は、A・ギデンズが、従来のナショナリズム論²⁾があまり関心をはらってこなかった「ナショナリズムの心理学的力学」に焦点をあてていることに注目している。「心理学的力学」とは、「ナショナルな経験」に由来する「故国に対する愛着」であり、その愛着は「人々が一体感をいなく集合体のなかに包み込まれたい」という欲求を生む(Giddens 1985=1999:247-249)。その欲求こそが、ナショナリズムの重要な要素を構成しているという。中谷は、こうした心理学的解釈によって「従来ナショナリズム感情という表現でかたづけられた領域は、複雑な集合意識と個人的心理との結合領域」(中谷 2003:16)であることが明らかになると述べている。すなわち、人びとの心理過程に着目するアイデンティティ論を導入することによって、これまで偏狭なナショナリズム感情と理解されてきたものが、あくまでも多面的なナショナル・アイデンティティの一側面だけ象徴化することによって生み出されるひとつの作用にすぎないということが明らかにされるのである。

2) 参加と動員のアイデンティティ

在日朝鮮人は、ディアスポラ状況や朝鮮半島分断の影響を受け、複数のネイションのあいだで思考をめぐらせながら自らのナショナル・アイデンティティを定義しなくてはならない。そのうえ、ナショナル・アイデンティティを自由に選択する権利すら与えられていないため、葛藤がより大きなものになるということは容易に想像がつく。したがって、朝鮮籍者のナショナル・アイデンティティについて理解するためには、そうした葛藤や矛盾を考察の対象に含めなければならない。この点、川上勉は、ナショナル・アイデンティティを「参加」と「動員」の2つの側面に分けて考えるべきだと主張している(川上 2003:73)が、朝鮮籍者のナショナル・アイデンティティは、まさしくかれの言う「参加」のアイデンティティに該当するといえるだろう。たとえ、人びとをナショナルな領域へと動員する「力」が強制を伴うものであっても、ナショナルなものへの「参加」のアイデンティティ——朝鮮籍者個人が「朝鮮籍者」という枠組みや共和国という国家のあり方などを受け入れるうえでの意識や態度のあり方——は人それぞれだろう。したがって、「参加のアイデンティティ」の複数性は、集合内の均質性を求める「動員のアイデンティティ」の抑止力となるはずである。ただし、こうした二分法には常に危険がつきまとう。たとえば、ドミナント・ストーリーに即しているように思われる語りであっても、実はそれがドミナント・ストーリーを根底から少しずつ改変させるような性質を持った語りである可能性もある。それを「動員のアイデンティティ」に安易にカテゴライズさせて

しまうことの危険性については重々承知している。また、「参加のアイデンティティ」という言葉を用いて、語りに「主体性」を付与させてしまうことの暴力性についても自覚的であるべきだ。しかし、川上によるこの議論は、人々が民族や国家を希求するということが、具体的にどのような行為なのかを考察する必要性を強調するものであり、朝鮮籍者を「排他的ナショナリスト」というイメージから解放させ、その語りに向き合うための前提となるものとして傾聴に値するものである。

4. 朝鮮籍在日朝鮮人青年のナショナル・アイデンティティ

(1) 調査概要

本調査は、2009年7月から9月にかけて、大学生・専門学校生を参加対象としている総聯傘下団体の所有する名簿のうち、朝鮮籍を有する者、あるいは最近韓国籍への書き換えを行った者を対象にインタビューを行った。インフォーマントは、受けた民族教育の程度と当該民族学生団体への参加度に偏りがないように選んだが、全員が多少なりとも民族団体との接触機会を有しているという点で一定程度の偏りがある。上述したように、筆者は朝鮮籍をめぐるインフォーマントの葛藤や矛盾を含んだ思考のあり方に着目しているため、インタビュー方式としては半構造化面接法を採用し、ライフ・ストーリーや国家・「民族」観、朝鮮籍を維持・変更する動機、「国籍」に対する認識などに関する設問を盛り込んだおおまかなチェックリストに従うことでインタビューの一定の方向性は保ちながらも、インフォーマントの自由な発話をできるだけ遮らないように心がけてインタビューを進めた。インタビューの際に了承を得たうえで録音を行い、その逐語記録を作成し分析に用いた。

本章ではこのうち、成基柱(ソン・キジュ、仮名)と李泰聖(リ・テソン、仮名)との語りを考察する。両者は、朝鮮籍を維持する意義を見出そうとしている点で共通しているが、基柱は日本学校、泰聖は朝鮮学校出身であることをはじめ、対照的なライフ・ストーリーを有している。また、朝鮮籍維持の理由や、ナショナル・アイデンティティのあり方も異なることが、この2名をとりあげる理由である²²⁾。

(2) 事例1：成基柱——「個人的抵抗」としての朝鮮籍維持

在日朝鮮人3世の成基柱は、小学校から大学まですべて日本の学校に通った。父親は朝鮮籍であり、母親は離婚後に韓国籍を取得した。両親はともに朝鮮学校に通ったが、将来日本で生きていくうえで、朝鮮学校を卒業しても「役に立たない」ので、基柱を日本学校へ通わせることにした。ただし、かれの母親が中学生になってはじめて在日朝鮮人であることを聞かされ「ショックだった」ため、息子には同じような思いをさせたくないという思いで、かれが幼い頃から在日朝鮮人であることを伝えてきたという。また、かれは学校でも朝鮮名を一貫して用いてきた。そんなかれが朝鮮籍であることをはじめて意識したのは、大学浪人時代に入居拒否を経験したときであった。

【S-1：入居拒否差別の経験】

(以下、Sは成基柱、*は筆者による発話)

S：朝鮮籍を保持していこうと思ったんは、入居拒否があつて。あの、アパートなんですよ、僕が住んでるのが。(略)「ぜんぜん日本語しゃべれます」とか、「日本の文化分かります」とかいっても、「外国籍無理です」みたいところが結構あつて。それでもう、まあ、あの前に変えるとしたらあの前しかなかったんです。だから、もう不利益を被った以上、もうそのままでいいかなって。なんか、それで不利益被って変えるっていうのはなんか…なんていうのかな…屈したようで嫌やって。

基柱が入居拒否経験を機に朝鮮籍を意識的に維持するようになったのは、朝鮮籍であることによる不利益に「屈したくない」からであった。かれにとっての「初めて」の被差別体験は、結果的に、朝鮮籍に対して意識的に意味づけを行う契機を与えた。つまり、差別に対する「反作用」として、抵抗の姿勢を朝鮮籍維持に見出したのである。

この時点でかれは、朝鮮籍者に対してどのようなまなざしが注がれているのかについては意識していなかったが、大学入学を機に、朝鮮籍をふくめ、自らの出自についての学習を開始した。その影響もあって、かれの朝鮮籍維持の理由はその後変化することになる。

【S-2：朝鮮籍維持の理由】

S：日本人とかやったら、日本人は日本国籍に、どんなに自分の国が嫌いやっても日本国籍になってるのは、選択の余地がないわけじゃないですか。僕は今選択できる立場じゃないですか。自分で選択したってことは、自分でそれを認めたことになるから。日本としては慰安婦問題とかちゃんと認めて、過去清算をちゃんとしたら、韓国とか朝鮮が公式に謝罪されたことを認めたら、日本籍には変えていいと思ってるけど。

S：僕はどっちかって言ったら、韓国か朝鮮だったら朝鮮のほうが好きなんですよ。その、韓国が単独選挙したところに、南北分裂の問題があると思って。あと、母親とかは資本主義が好きなんですけど、僕どっちかって言ったら社会主義のほうが。

【S-3：「こだわりを持つのはあくまで自分」】

*：困って(国籍を)変える人とかも多いやん。そういうの見ててどう思う？

S：いや、僕はでも他の人が変えること自体については、別になんも。

*：反対はしない？

S：実利的な感じやから、別にそれはそれで、一回の人生をそれで無駄になると思って、そのまま朝鮮籍にやるよりは、日本籍に変えて、ちゃんとしたほうがいいとは思いますし。

*：うん。まあ、こだわりを持つのはあくまで自分がつてことか。

S：はい。自分だけ。(略)一回の人生がそれで無駄になってしまうことを人に勧めない。

基柱はインタビューの時点で、朝鮮籍者が韓国・日本籍に変更するか、朝鮮籍を維持するかという「選択」の機会を有していると考えており、韓国・日本籍を取得しないことに意義を見出すことで、朝鮮籍であることの正当性を裏付けようとしている。まず、日本籍の取得は、戦後補償問題が未解決であるという理由で拒否している。また、韓国籍の取得は、南朝鮮単独選挙の強行に伴って韓国は成立しており、それが南北分断の背景のひとつになっていることと、現在の政治体制のあり方を理由に拒否している。つまりかれは、朝鮮籍を維持すること自体に積極的な意義を見出しているわけではない。それゆえ、【S-3】の語りにもみられるように、他の朝鮮籍者に対して国籍の維持を説得すべきではないと主張するのである。

こうした態度は、既存の運動に対するスタンスにも同様にみられる。

【S-4：既存の運動との関係】

S：結局僕は今の総聯を支持しているわけじゃないから。

*：それは共和国の今の政治を支持してないっていうスタンスと繋がってくる？

S：そう、結局、今の共和国を支持しているところに行く必要はない。

(略)

S：運動は必要やと思いますよ。運動しなきゃ伝わらないし。権利を保障してもらうための運動。でも、僕は自分がちゃんと中立的に判断できて、必要だと思う運動にだけ参加します。納得した上でやりたいです。

基柱はあくまでも、自分自身の生活に直接かかわる問題、つまり在日朝鮮人の権利保障の問題にのみ「抵抗」するという姿勢を貫いており、それゆえ、在日朝鮮人問題に限らず「朝鮮」にかかわるあらゆる問題に取り組む民族運動に身を投じることは消極的である。つまりかれは、総聯社会²³⁾において構築されてきた「朝鮮籍者＝共和国の海外公民」という前提には従わないためにそれと一定の距離を置こうとしているが、総聯主導の在日朝鮮人の権利擁護運動には、自身が必要性を感じる限りにおいて積極的に参加するというスタンスをとっているのである。

以上のように、朝鮮籍者に対してあらゆるまなざしが向けられるなか、かれはそのそれぞれに対して、あくまでも「個人」として態度を決定したうえで対峙している。こうした姿勢はまさに、ナショナルなものへの「参加のアイデンティティ」として読み取ることができるだろう。

かれの現在の姿勢は、被差別体験を含むさまざまな経験をとおして測ってきたネーションとの距離をもとに決定された。その距離は、かれが自らの経験と意思に基づいて構築してきたナショナル・アイデンティティが、在日朝鮮人社会において朝鮮籍者に対して向けられるまなざ

しに含まれる「ナショナリティの強制力」に拘束され、隠蔽されないようにするために保つべきものであった。すなわち、【S-1】で述べられた、朝鮮籍であることに「屈したくない」という姿勢は、在日朝鮮人社会に対する態度にも貫かれているのである。

(3) 事例2：李泰聖——「共和国」をめぐる葛藤

李泰聖は在日朝鮮人4世である。幼稚園から高校まで朝鮮学校に通い、その後日本の大学に入学した。大学在学中は、在日朝鮮人学生団体において積極的に活動していた。父親は朝鮮総連の元活動家であり、現在も継続して朝鮮総連とのかかわりを持ち続けている。また、朝鮮学校に通っていたこともあり、幼い頃から「当たり前」に自分は朝鮮人なんや」という意識を持っていた。かれがその「国籍」の存在を強く意識するようになったのは、16歳になり外登証を携帯するようになってからであった。

朝鮮学校に通っていた頃、かれにとって朝鮮籍を変更することは、すなわち朝鮮人でなくなることの意味していた。また、共和国にしか海外渡航の経験がないため、朝鮮籍であることによる直接的な不便を感じたことがほとんどなかった。それゆえ、高校を卒業するまでは、「変更」という選択肢を発想したこともなかった。しかし、在日朝鮮人学生運動にかかわるなかで、「国籍」を韓国・日本籍に変更する人々とはじめて接触するようになり、「国籍」をより強く意識するようになったという。

まずは、かれの共和国に対するスタンスについての語りを見てみよう。

【L-1：共和国との関係】

(以下、Lは李泰聖による発話)

L：今はもうちょっと共和国に踏み込んで考えてもいいかなと思ってて。別に他の人にそうしろっていうわけではないですけど。今はなんか、もちろん共和国全般を背負うとか、そんな無理ですけど、ただ単に支持するだけではなくて、もう少し共和国側にとりかかるとか、立っていいかなって。それでも自分は在日やからっていうのはあるけど。(略)もう少し共和国というものに踏み込んで、共和国の良くないところについての説明責任とかも背負いたくなって思うんですよね。

この語りでは、大学生になって訪問した際に感じた共和国とその人民への愛着がゆえに、「もう少し共和国というものに踏み込め」みたいな気持ちがあることが示されている。この語りには、「親北か反北か」の二分法ではなく、朝鮮人としての主体的な立場から共和国との関係性を見直そうとする姿勢があらわれていると言える。次に、このような立場を表明していく上で、朝鮮籍にいかなる意味付けを行っているのかを以下に見ていく。

【L-2：朝鮮籍を維持する理由】

L：今、じゃあその（国籍を）変えることで、自分自身は、もしかしたら、生活上、もっと楽に生きられるかもしれないけれども、それって、そのまま、乗っかってもいいのかと思う。そもそもそんな、なんでそんな、分けられなあかんのかとか、っていうの考えた時に、やっぱり、変えるっていう選択肢が、無くなったのかな。（略）何か主張していく時に、そういうおかしさとかっていうのを訴えかける時でも、その自分がそこ変えてしまったら、っていうのは、変えなくても、まあ、生きられる立場にいるなら、変えずに、その、訴えかける方が、当然説得力もあるのかな。

泰聖は、朝鮮籍の「しんどさ・おかしさ」を告発するためには、朝鮮籍という立場を維持した方が説得力があるという考えにもとづいて、朝鮮籍を維持していると述べた。かつては朝鮮籍を在日朝鮮人の本質としてとらえていたのに対し、現在はそれを「抵抗」の文脈に位置づけていることがわかる。

【L-3：朝鮮籍観の可変性】

L：朝鮮籍、変えないっていうところの、その、理由であったりも、ちょっとずつ変化はしてるんかな一っていう。まあ自分の中でも、いろいろまた、知ったりする中で、考えとかも変えていかなあかん、変えていかなあかんっていうよりも、常に更新していかなあかんかなとも思ってるから。今の考えってのがそのまま、続くとも思わんし。

また、かれは自身の朝鮮籍観が可変的であり、意識的に常時更新すべきものであると主張する。学生運動は、大学生・専門学校生を対象にしているという性質上、民族運動のなかでも、在日朝鮮人のアイデンティティの流動化・液状化が最も顕著に現れる場であると言えるだろう。かれは、そうした状況に遭遇しながら、在日朝鮮人学生を組織に網羅するという活動の必要に迫られている。かれの朝鮮籍観は、このような活動経験に基づいて構築されたものと考えられる。

では、かれの朝鮮籍観の中身は、具体的にはどのようなものなのか。

【L-4：韓国籍の拒否】

L：最初は、そういう、北でも南でも無くて、朝鮮半島指してるってところで、その朝鮮籍っていうところに、こだわりとか意義とかも見出してたとは思います。（略）出発点としてはそこだったかもしれないけれども、韓国国民であったりそういうのになりたくないっていうのがあって、どっちかというそっちの方が、比重としては大きくなってるとなっている。（略）本当にそれって、そこまで、朝鮮籍自体に、ん一何て言うの、そういう要素はあるのかなっていう。考えまとまってないけど。

朝鮮籍はしばしば、それが在日朝鮮人のすべてに与えられた記号であるという理由から、統一志向のシンボルとして捉えられる。かれ自身も当初はそのような意味付けに賛同していたが、インタビューの時点ではそれに疑問を持ちはじめていた。さらには、韓国籍を取得しない結果として朝鮮籍を維持するという、消極的な姿勢に傾き始めていると語った。特に最後の一文にもあらわれているように、そもそも朝鮮籍が肯定的な意味づけを行うべき対象ではなく、いずれは放棄すべきものとしてとらえるがゆえの語りであることがうかがえる。

以上のように、かれの語りは、朝鮮籍への意味づけのあり方をめぐって錯綜している。在日朝鮮人が、自らが有する数少ない民族的要素にポジティブな意味づけを行うことは、スティグマを反転させるうえで極めて重要な営みである。しかし、朝鮮籍は、解放後に戦後日本において継続した植民地主義的な管理政策によって強要されたものであるがゆえに、その維持に積極的な抵抗の意味を付与することは、それ自体が矛盾した行為ということになる。日本社会においては、朝鮮籍者を「異質な他者」という次元を超えて「野蛮な敵性国家の国民」とみなす風潮が蔓延しているため、かれ／かのじよらの抵抗の声は、日本社会に迫る危険な「暴力」としてとらえられ、本来の加害被害関係はすり替えられてしまう。この点、自らと共和国との関係性を朝鮮籍に投影する行為は、その「すり替え」に便乗してしまうことを意味するのである²⁴⁾。

かれのナショナル・アイデンティティに関連する語りに一貫性がないことは、在日朝鮮人があらゆる「ネイション」を跨いだ存在であることを考えれば当然のことである。しかしそれ以上に、かれの語りは、単なる複数性の議論を超えて、日本社会において、共和国が敵性国家として位置づけられ、朝鮮籍者がそのシンパとして取り扱われるなかで、自らのディアスポリックな立場性を表明することがきわめて困難であるということを示しているという点で重要である。「北朝鮮シンパ」というまなざしを拒否しながら、共和国に対する愛着を表明し続けるためには、かれは朝鮮籍を維持しながら朝鮮籍の矛盾を問い続けるという方法をとらざるをえないのである。

5. 考察——創造的な「民族実践」としての語り

二人の語りを振り返っておく。基柱は、「朝鮮籍」という記号に与えられたスティグマに対して、個人的抵抗の態度をみせていた。この語りは、ネイションと自身の関係はネイションの側から決定づけられるものではなく、自ら選びとるものであり、国家に対して個人は必ずしも従属的であるとは限らないということを強調したものであると考えられる。そして、そのような能動的態度を「朝鮮籍」に投影し、意味づけを行っていた。かれのこのような個人的抵抗の態度は、日本社会と在日朝鮮人社会において、朝鮮籍者のナショナル・アイデンティティのあり方を拘束しようとする「ナショナルリティの強制力」に対し、そのいずれにも回収されない自己の存在を表明するための手段であった。

他方、泰聖の場合、共和国に対して「良くないところについての説明責任とかも背負いたい」というスタンスから向き合おうとするがゆえに、基柱と同様に能動的な態度をとることができ

ていなかった。なぜなら、現状において朝鮮籍者は「ナショナリティの強制力」から完全に自由に語る事ができず、あくまでもナショナルな文脈においてのみ朝鮮籍への意味付けは可能になると認識していたからである。それゆえに泰聖の語りは錯綜していた。しかし、朝鮮籍者が他者によって強要された「記号」に積極的意味づけを行わなければならないという矛盾とせめぎあう語りもまた、それ自体が「ナショナリティの強制力」にくさびを打ち込むものであるとも捉えることができるだろう。かれの朝鮮籍への意味づけ、あるいは共和国に対する態度は、朝鮮籍に対する在日朝鮮人社会における従来の朝鮮籍観、すなわちマスターナラティブを前提としたものである。しかしかれは、その朝鮮籍観が孕む矛盾を、自らのナショナル・アイデンティティの非一貫性として経験し、その超克を目指そうとしていた。そのようなかれの語りは、従来の朝鮮籍観と真正面から衝突することなく、なおかつその変換を引き起こす力を秘めていると言える。

現状において「ナショナリティの強制力」を内包する「朝鮮籍」カテゴリーの解体を主張する意見に対しては、朝鮮籍をめぐる問題の放置を助長することが懸念されるだろう。この点、かれらの実践は、直接的なカテゴリーの解体を目指しているわけではない。基柱の語りは、旧来の朝鮮籍者を中心としたコミュニティとの接触を完全に拒否するのではなく、個人の生活上の利害に関わる点に関する部分的な共闘の可能性を示唆するものであり、泰聖の語りは、共和国へのシンパシーについて語りつつも、なおかつ従来のマスターナラティブが内包する矛盾を、自らの語りの「曖昧さ」として表明するものであった。その意味で両者の語りは、むしろ朝鮮籍問題の本質に迫りながら、なおかつ日本社会と在日朝鮮人社会の双方に対して、朝鮮籍が共和国との国民的紐帯を表すものとする従来の定義の改変を内破的に迫る「民族実践」として捉えることができる。

6. おわりに

以上、2名の朝鮮籍在日朝鮮人青年の語りを、祖国としての共和国に対する愛着、政治的な思想信条、あるいは在日朝鮮人としての立場の認識などに着目しながら、ナショナル・アイデンティティの複雑性を表すものとして理解してきた。朝鮮籍を維持することに個人的抵抗の態度を見出した基柱の語りと、いずれ放棄すべき朝鮮籍に積極的意味づけを行う矛盾を認識しながら、それでもなお朝鮮籍維持に意義を見出そうとする泰聖の語りは、「ナショナルな強制力」が要請する二者択一を拒否し、それに抵抗するために見出されたという点では共通するものであったと言えるだろう。M・ド・セルトーは、何らかの未来を想定し、狙いを定めて採られる「戦略」に対し、人々が抜け出しがたい現実のなかで「なんとかやっけていく」術を「戦術」と名付け、その「戦術」にこそマイノリティの現実を改変する創造性が秘められていると指摘する(De Certeau 1974=1987:91-93,102)。この点、マイノリティとしての在日朝鮮人が、日本人あるいは日本社会に対して、「戦略」的な態度をとることは不可能である。それは、本稿で言及したように、朝鮮籍者の語りが常に「ナショナリティの強制力」を受けて曲解されうること

を考へても明らかである。しかし、現実において人々はしばしば、「大きな物語」に依拠しながらも、それとは矛盾するような個人の「小さな物語」を密かに盛り込んで語ろうとする。「小さな物語」は「大きな物語」を少しずつ侵食し、「大きな物語」のもとに確立された（ように見える）固定化した共同性を変容させるかもしれない。本稿で紹介した 2 名の語りは、まさにそのような意味で「戦術」的なものであったと言えるのではないだろうか²⁵⁾。

ただし、本研究では朝鮮籍者の語りが持つ「戦術」的な創造性が、実際に在日朝鮮人あるいは朝鮮籍コミュニティにおいてどのようなインパクトを持ち、共同性のあり方にいかなる影響を及ぼすのかについては明らかにできていない。シンポジウムにおいても塩原良和氏から指摘があったように、戦術としての語りが持つ意味について言及するのであれば、当然この点に関する実証的な研究が求められる。それは今後の検討課題としたい。

【註】

- 1) 本稿は、李洪章 (2010、2013) を三田社会学会シンポジウムにおいていただいたコメントを踏まえ、加筆修正したものである。
- 2) 日本では一般的に「北朝鮮」という略称が用いられる。これは、朝鮮民主主義人民共和国は正式な「国家」として認められず、あくまでも「朝鮮半島の北半部地域」にすぎないという意味を込めて使用され、日本ではしばしば俗称や蔑称として用いられる。それゆえ、本稿ではそれを使用せず、「共和国」と略称する。「北朝鮮」と表記している場合は、日本における政治的イメージを表現するものとして用いる。
- 3) 1930 年にハーグで締結された「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」において、国籍は各国の国内管轄事項であると定められている。したがって、在日朝鮮人の国籍は、あくまでも本国である共和国あるいは韓国の国籍法に基づいて発行される旅券などによって定められるはずであり、両国の国籍法に厳密にしたがうならば、在日朝鮮人は共和国と韓国の双方の国籍を有することになる。
- 4) ただし、本稿では便宜上、外国人登録上の国籍表記を括弧つきで「国籍」と表記する場合がある。
- 5) 植民地期の朝鮮人は日本国籍を保有した「帝国臣民」として位置づけられていた。ただし、戸籍制度は「内地」と「外地」とで明確に区別されるなど、日本人と朝鮮人が平等な法的地位にあったわけではない。
- 6) 具体的には、日本の戦後補償関連法の多くに国籍条項が設けられ在日朝鮮人がその対象から除外される一方、148 名もの朝鮮人が軍事法廷において「B・C 級戦犯」として裁かれるという事態を生んだ。
- 7) 1952 年 4 月 19 日民事甲第 438 号法務府民事局長通達。
- 8) この通達は、条約は国内法上法律に優位するので、法律事項である国籍を、通達をもって規律するのが許されるとするのが多数説となっており、最高裁も 1961 年にこの解釈を採用している（最大判昭和 36 年 [1961 年] 4 月 5 日民集 15 卷 4 号 657 頁）。これに対し大沼 (2004) は、条約の国内法的効力の観点からこの通達をもって在日朝鮮人から日本国籍を剥奪するのは憲法第 10 条に反するとしており、解釈論として在日朝鮮人は日本国籍を争うことができるとしている（通達違憲説）。しかし、こうした

- 解釈に対しても、そもそも韓国併合そのものが無効であり、それゆえ在日朝鮮人が今なお日本国籍を有しているということにはならないという反論が行われている（金東鶴（2006）など）。
- 9) 同じく敗戦国である西ドイツにおいては、オーストリアの独立日から、居住地にかかわらず、オーストリア人はそのドイツ国籍を消失するとしたが、在独オーストリア人に対しては、意思表示によってドイツ国籍を回復する権利を認めた。イギリスやフランスなどの戦勝国においても、国籍処理においては被植民者の国籍選択権を認めてきた場合が多く、したがって日本における措置のあり方は国際的観点から見ても不当なものであるといえる（金東鶴 2006:152）。
 - 10) 在日朝鮮人の在留資格の変遷については、金東鶴（2006）に詳しい。
 - 11) 協定永住者とは、①韓国国民で、1945年8月15日までの間に日本で生まれ、その後申請時まで引き続き日本国に居住している者、②及びその子孫として1971年1月16日までの間に日本で生まれ、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者で、効力発生日である1966年1月17日から1971年1月16日の間に申請を行った者（いわゆる「協定1世」）、③1971年1月17日以降これら申請によって「協定永住」許可を受けた者の子として生まれ、出生後60日以内に申請をした者（いわゆる「協定2世」）を指す（金東鶴 2006：160）。
 - 12) 1979年の国際人権規約、難民条約批准に伴って、1981年に出入国管理及び難民認定法が制定され、朝鮮籍者にも「特例永住」が付与されることとなった。
 - 13) 日韓基本条約締結に至るまでの日韓両国の交渉のプロセスに関しては、高崎（1996）に詳しい。法的地位協定の問題点に関しては、金昌宣（2008）を参照。
 - 14) 具体的には、それまで朝鮮籍者には有効期間内に何度も再入国が可能ないわゆる「数次許可」が出されていたのに対し、2009年7月5日以降は、原則として「単数許可」が発行されているようである。
 - 15) 「新たな在留管理制度」についての言及は、李春熙（2008）と金舜植（2009）による論考を、2009年7月15日の一連の法改定の結果をふまえ、整理・検討したものである。
 - 16) 外登法においては届出義務違反に対して刑事罰が課されているのに対し、住民基本台帳に加えられてからは日本国籍者と同じ、行政罰が課せられることになる。ただし、「新たな在留管理制度」の対象となる外国人には常時携帯義務と刑罰制度があわせて導入されるなど、核心的な問題はほとんど改善されていないと言える。
 - 17) 他にも、外登上の国籍表記が韓国であっても、韓国への国民登録を行っていない者は「有効な旅券」を有していないことになる。
 - 18) 1998年11月第4回日本政府報告書審議に対する総括所見。
 - 19) なお、出入国管理局は2006年7月に行われた共和国による「ミサイル」発射実験に伴い、経済制裁の一環として朝鮮籍者の再入国許可の発行に制限をかけている。そのため現在では、再入国許可の取得そのものが困難となっている。
 - 20) 新聞誌上でもこうした誤りは散見される。たとえば、「外国人参政権 きょう審議入り」（『産経新聞』2004年11月16日朝刊）、「コリアタウン提唱者の林允澤さん死去」（『朝日新聞』1994年1月8日朝刊 神奈川版）など。朝鮮籍を「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）籍」と誤表記するケースが多く、

1997年には在日コリアン人権協会から各メディアに対する抗議が行われた。

- 21) たとえば E・ゲルナー (1983=2000) は、ナショナリズムを以下のように説明する。産業時代が到来することで社会の「永続的成長」が追求されるようになり、それに伴って成員全員が「普遍的な高文化」を身につけることや、「明示的で厳密なコミュニケーション」能力を持つことを求められるようになった。こうした産業化の要請に伴い、教育の方法は、それまでの家族・親族集団内部における教育から、「族外教育」、すなわち同族であるか否かを問わず、設けられた教育機関に生徒を集める方式へと転換していくことになり、さらにはそうした教育の体系化が国家によって担われるようになった。ゲルナーはこのように、産業化の要請に応じて、文化的な単位と政治的な単位とを合致させようとする運動、あるいは感情を、ナショナリズムと呼んだ。しかし、ゲルナーの議論にしたがうと、国家を政治単位としたナショナリズムが、なぜ、グローバル化が進行する現代においてもしばしば勃興するのかを説明することができない。
- 22) 筆者とインフォーマントとの関係について言及しておく、筆者は両者の所属している在日朝鮮人学生団体の「卒業生」である。基柱とは初対面であったため、2回のインタビューの場には共通の知人に同席してもらった。基柱はその団体の熱心な参加者ではないため、筆者のことを、同じ団体の出身者としてではなく、あくまでも調査者として認識していたようである。また、泰聖とは既に「先輩・後輩」としての関係があったうえでのインタビューであったため、初回のインタビューでは可能な限り自由な発話をうながすため、かれと同世代の2名の在日朝鮮人の友人に同席してもらった。
- 23) 総聯職員のみならず、生活のあらゆる面で朝鮮総聯と何らかの関係を持つ人々のネットワークを指す。
- 24) こうした風潮のもとでは、基柱のような語りも、「内部分裂」あるいは「反逆者」の語りとして受容されてしまう可能性があるということと同時に指摘しておく必要がある。
- 25) ただし、「戦術」を記述するという私の試みは決して「戦術」的なものではありえないという点に注意しておく必要がある。すなわち、こうした試みは「そのように語ることで自体がすでに未来と全体を見越している以上」(郭 2006:222)、ド・セルトーの言う「戦略」にほかならない。

【文献】

鄭暎恵. 2003. 『<民が代>斉唱』岩波書店.

De Certeau, M. 1974 *L'invention du quotidien. Tome 1. Arts de faire*. Paris: Gallimard. (山田登世子訳. 1987. 『日常実践のポイエティック』国文社.)

Gellner, E. 1983. *Nations and Nationalism*. Oxford. Cornell University Press. (加藤節監訳. 2000. 『民族とナショナリズム』岩波書店.)

Giddens, A. 1985. *A Contemporary Critique of Historical Materialism. vol.2: The Nationstate and Violence*. Berkley and Los Angeles. Polity Press. (松尾精文・小幡正敏訳. 1999. 『国民国家と暴力』而立書房.)

川上勉. 2003. 「ナショナル・アイデンティティの2つの側面」中谷猛・川上勉・高橋秀寿編『ナショナル・アイデンティティ論の現在——現代世界を読み解くために』晃洋書房. 67-89.

金昌宣. 2008. 『在日朝鮮人の人権と植民地主義——歴史・現状・課題』社会評論社.

- 金舜植. 2009. 「入管特例法改正案の概要と問題点 特別永住者の処遇について」. (在日本朝鮮人人権協会) 『人権と生活』 2009年夏号 vol.28.10-13.
- 金東鶴. 2006. 「在日朝鮮人の法的地位・社会的諸問題」 朴鐘鳴編著『在日朝鮮人の歴史と文化』 明石書店.139-209.
- 郭基煥. 2006. 『差別と抵抗の現象学』 新泉社.
- 中谷猛. 2003. 「ナショナル・アイデンティティとは何か」 中谷猛・川上勉・高橋秀寿編『ナショナル・アイデンティティ論の現在——現代世界を読み解くために』 晃洋書房.1-24.
- 大沼保昭. 2004. 『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』 東信堂.
- 李春熙. 2008. 「新たな在留管理制度及び在留外国人台帳制度における在日朝鮮人の処遇」 『人権と生活』 2008年冬号 vol.27 在日本朝鮮人人権協会.18-21.
- 李洪章. 2010. 「朝鮮籍在日朝鮮人青年のナショナル・アイデンティティと連帯戦略」 『社会学評論』 第61巻第2号.168-184.
- . 2013. 「第5章 在日朝鮮人のナショナル・アイデンティティを再考する——3・4世朝鮮籍者の『共和国』をめぐる語りを手がかりに」 松田素二・鄭根植編著. 『コリアン・ディアスポラと東アジア社会』 京都大学学術出版会.127-146.
- 高崎宗司. 1996. 『検証 日韓会談』 岩波新書.

(り・ほんじゃん 神戸学院大学)